

平成28年3月定例会議 参考資料（予算以外）

1. 議案第11号	小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	3
2. 議案第12号	小松島市長、副市長及び教育長の給与条例等の一部を改正する条例について	5
3. 議案第13号	小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	8
4. 議案第14号	小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	10
5. 議案第15号	小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	19
6. 議案第16号	小松島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	20
7. 議案第17号	小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	21
8. 議案第18号	小松島市職員の退職管理に関する条例の制定について	22
9. 議案第19号	小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	23
10. 議案第20号	小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について	27
11. 議案第21号	小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	38
12. 議案第22号	小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について	42
13. 議案第23号	小松島市火災予防条例の一部を改正する条例について	53
14. 議案第24号	小松島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について	88
15. 議案第25号	小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	89
16. 議案第26号	小松島市放課後児童クラブ会館条例の一部を改正する条例について	94
17. 議案第27号	小松島市立認定こども園条例の制定について	95
18. 議案第28号	小松島市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例について	98
19. 議案第29号	小松島市立体育館条例の一部を改正する条例について	100
20. 議案第30号	小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例について	108
21. 議案第31号	小松島市夜間運動場条例の一部を改正する条例について	109
22. 議案第32号	小松島市老人いこいの家条例の一部を改正する条例について	111
23. 議案第33号	小松島市老人ルーム条例の一部を改正する条例について	112
24. 議案第34号	小松島市児童館条例の一部を改正する条例について	113
25. 議案第35号	小松島市コミュニティ供用施設条例の一部を改正する条例について	114
26. 議案第36号	小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について	115
27. 議案第37号	小松島市営プール条例の一部を改正する条例について	116
28. 議案第38号	小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例について	117

29.	議案第 39 号	小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について	118
30.	議案第 40 号	小松島市田野地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について	119
31.	議案第 41 号	小松島市コミュニティ金磯会館の指定管理者の指定について	120
32.	議案第 42 号	小松島市櫛淵地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について	121
33.	議案第 43 号	小松島市田浦地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について	122
34.	議案第 44 号	コミュニティ交流センターみさきの指定管理者の指定について	123
35.	議案第 45 号	芝田多目的研修センターの指定管理者の指定について	124
36.	議案第 46 号	小松島市元根井漁村センターの指定管理者の指定について	125
37.	議案第 47 号	財産の取得の変更について	126
38.	議案第 48 号	訴えの提起について	127
39.	報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）	132
40.	報告第 2 号	平成 27 年度（平成 26 年度対象）教育委員会の点検・評価報告について	133

議案第11号 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年の人事院勧告等に準拠し、市議会議員の期末手当の支給月数を0.05月増額改定するもの。

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 12月に支給する期末手当</p> <p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の162.5</u></p> <p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の130</u></p> <p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の97.5</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 12月に支給する期末手当</p> <p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の167.5</u></p> <p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の134</u></p> <p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の100.5</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の48.75</u> 3・4 (略)	エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の50.25</u> 3・4 (略)	改正
--	--	----

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第2条関係】

現行 (改正条例第1条の規定による改正後の規定)	改正後 (案)	備考
(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) (1) 6月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の147.5</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の118</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の88.5</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の44.25</u> (2) 12月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の167.5</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の134</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の100.5</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の50.25</u> 3・4 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) (1) 6月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の150</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の120</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の90</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の45</u> (2) 12月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の165</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の132</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の99</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の49.5</u> 3・4 (略)	 改正 改正 改正 改正 改正 改正 改正 改正

議案第12号 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例等の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年人事院勧告等に基づき、特別職の勤勉手当の支給月数を0.05月増額改定するもの。

また、市長の給料について、平成28年度においても任期満了までの間、10%カットを行うもの。

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>改正</p>

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第</p>	<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第</p>	

<p>20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～21 (略)</p> <p>21 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～21 (略)</p> <p>21 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p><u>22 平成28年4月1日から平成29年2月2日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>改正 改正</p> <p>追加</p>
---	--	----------------------------

旧小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例(昭和27年小松島市条例第30号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>第4条 前2条に定める給与及び旅費の支給については、この条例の定めるもののほか、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「職員給与条例」という。)及び小松島市職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例によ</p>	<p>第4条 前2条に定める給与及び旅費の支給については、この条例の定めるもののほか、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「職員給与条例」という。)及び小松島市職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例によ</p>	

る。ただし、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

る。ただし、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

改正

議案第13号 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年度人事院勧告等に準拠し、任期付職員の給料表を増額改定するとともに、期末手当の支給月数を0.05月増額改定するもの。

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第1条関係】

現行		改正後(案)		備考																								
<p>(任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>370,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>418,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>470,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>531,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>606,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。</p>		号給	給料月額(円)	1	370,000	2	418,000	3	470,000	4	531,000	5	606,000	<p>(任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>371,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>419,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>532,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>607,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。</p>		号給	給料月額(円)	1	371,000	2	419,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	<p>改正</p> <p>改正</p>
号給	給料月額(円)																											
1	370,000																											
2	418,000																											
3	470,000																											
4	531,000																											
5	606,000																											
号給	給料月額(円)																											
1	371,000																											
2	419,000																											
3	471,000																											
4	532,000																											
5	607,000																											

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項及び第7条第1項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第5条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条、第8条から第11条の2まで、第15条から第17条まで及び第21条の規定は、任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項及び第7条第1項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第5条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条、第8条から第11条の2まで、第15条から第17条まで及び第21条の規定は、任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p></p> <p>改正</p> <p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>

議案第14号 小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年人事院勧告等に基づき、給与制度の見直しを行うもの。

①勤勉手当について、0.1月分の増額改定。

②若年層における民間給与との格差や高齢層における官民給与差の縮小を踏まえ、給料表を2,500円～1,100円の幅で増額改定。

③単身赴任手当の支給額改定について、平成30年4月1日までに段階的に実施予定であったものを平成28年4月1日から引き上げ。

※③については現時点で該当者なし。

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を合計額を加算した額に<u>100分の75</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の95</u>)を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を合計額を加算した額に<u>100分の85</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額の総額</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当 基礎額に<u>100分の35</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の45</u>)を 乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当 基礎額に<u>100分の40</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の50</u>)を 乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>改正</p>
--	--	-----------

(現行)

別表(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400

(改正後)

別表(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500

44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300			
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500			
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700			

44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			

94		292,500	340,300					
95		292,900	340,800					
96		293,300	341,200					
97		293,500	341,300					
98		293,800	341,800					
99		294,200	342,200					
100		294,600	342,500					
101		294,800	342,800					
102		295,100	343,200					
103		295,500	343,600					
104		295,800	344,000					
105		296,000	344,500					
106		296,300	344,900					
107		296,700	345,300					
108		297,000	345,700					
109		297,200	346,200					
110		297,600	346,600					
111		298,000	346,900					
112		298,300	347,200					
113		298,400	347,700					
114		298,700						
115		299,000						
116		299,400						
117		299,600						
118		299,800						
119		300,100						
120		300,400						
121		300,800						
122		301,000						
123		301,300						
124		301,600						
125		301,900						
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300	284,700	312,800	354,500

94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					
97		294,600	342,400					
98		294,900	342,900					
99		295,300	343,300					
100		295,700	343,600					
101		295,900	343,900					
102		296,200	344,300					
103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、別に条例で定めるものを除き、小松島市職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表は、<u>別表</u>に掲げるとおりとし、すべての職員に適用する。</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の<u>基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、別に条例で定めるものを除き、小松島市職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表は、<u>別表第1</u>に掲げるとおりとし、すべての職員に適用する。</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の<u>基準は、級別基準職務表(別表第2)に定めるところによる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下</p>	<p></p> <p>改正</p> <p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>

<p>「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分した者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の85(特定管理職員にあつては、100分の105)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40(特定管理職員にあつては、100分の50)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分した者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の80(特定管理職員にあつては、100分の100)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5(特定管理職員にあつては、100分の47.5)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	---

別表第2（第3条関係）

追加

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長又は主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	1 課長補佐又は主査の職務 2 困難な業務を分掌する係長又は主任の職務
5級	困難な業務を分掌する課長補佐又は主査の職務
6級	課長，企画監又は主幹の職務
7級	1 政策監又は理事の職務 2 部長又は統括監の職務 3 副部長又は参事の職務

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則(平成26年条例第51号) (施行期日等) 1～9 (略) (平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例) 10 切替日から平成30年3月31日までの間における条例第11条の4第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。 (規則への委任) 11 (略)</p>	<p>附 則(平成26年条例第51号) (施行期日等) 1～9 (略) (平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例) 10 切替日から平成28年3月31日までの間における条例第11条の4第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。 (規則への委任) 11 (略)</p>	<p>改正 改正</p>

議案第15号 小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方公務員法の一部改正に伴い、引用条文の条ずれを改めるもの。

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例(平成11年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)第12条の規定による職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)第12条の規定による職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	改正

議案第16号 小松島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方公務員法の一部改正に伴い、引用条文のずれを改めるもの。

小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p>	改正

議案第17号 小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方公務員法の一部改正に伴い、引用条文の条ずれを改めるもの。

小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	改正

議案第18号 小松島市職員の退職管理に関する条例の制定について

《制定の趣旨》

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、再就職者による依頼等の規制について条例を制定するもの。

小松島市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に

規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（小松島市立の学校に勤務する県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）にあつては、小松島市教育委員会）に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第19号 小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、労働者災害補償保険法による年金たる保険給付と同一の事由により、厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に、労災年金に乗じる調整率が変更になったため、所要の改正を行うもの。

小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年小松島市条例第26号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則 （他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があると</p>	<p>附 則 （他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があると</p>	

きは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	(略)	0.88
	(略)	0.75
	(略)	0.75
	(略)	0.89
障害補償年金	(略)	0.73

きは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
	(略)	0.88
	(略)	0.75
	(略)	0.75
	(略)	0.89
障害補償年金	(略)	0.73

改正

	(略)	0.83
	(略)	0.88
	(略)	0.74
	(略)	0.74
	(略)	0.89
遺族補償年金	(略)	0.80
	(略)	0.84
	(略)	0.88
	(略)	0.80
	(略)	0.80
	(略)	0.90

	(略)	0.83
	(略)	0.88
	(略)	0.74
	(略)	0.74
	(略)	0.89
遺族補償年金	(略)	0.80
	(略)	0.84
	(略)	0.88
	(略)	0.80
	(略)	0.80
	(略)	0.90

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88

改正

(略)	0.88	(略)	0.88
(略)	0.75	(略)	0.75
(略)	0.75	(略)	0.75
(略)	0.89	(略)	0.89

議案第20号 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

非常勤消防団員等の損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、非常勤消防団員等の公務上の災害に対する損害補償に関し、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合に、傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率が変更になったため、所要の改正を行うもの。

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2(略)</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2(略)</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50</p>	

円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該

1 傷病補償年金（第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2 障害補償年金（第19条の2に規定する公務上の災害に係るもの	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該

改正

改正

に限る。)		当する 障害に 係る傷 病補償 年金に あって は、0.8 1)	に限る。)		当する 障害に 係る傷 病補償 年金に あって は、0.8 1)	
3 障害補償 年金（ <u>第18条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	3 障害補償 年金（ <u>第19条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	改正
4 障害補償 年金（ <u>第18条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第 1級又は 第2級の 障害等 級に該 当する 障害に 係る障 害補償	4 障害補償 年金（ <u>第19条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第 1級又は 第2級の 障害等 級に該 当する 障害に 係る障 害補償	改正

		年金に あって は、0.8 1)			年金に あって は、0.8 1)	
5 遺族補償 年金（ <u>第18条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第一項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.87	5 遺族補償 年金（ <u>第19条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第一項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.87	改正
6 遺族補償 年金（ <u>第18条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87	6 遺族補償 年金（ <u>第19条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87	改正

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 略	略

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.88
	2 略	略

改正

2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金あつては、 <u>0.90</u>)
	2 略	略
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 略	略
	2 略	略

2 傷病補償年金（第19条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.92 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金あつては、 <u>0.91</u>)
	2 略	略
3 傷病補償年金（第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 略	略
	2 略	略

改正

改正

4 障害補償 年金（ <u>第18条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものに限 る。）	1 略	略
	2 略	略
5 遺族補償 年金（ <u>第18条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものを除 く。）	1 略	略
	2 略	略
6 遺族補償 年金（ <u>第18条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものに限 る。）	1 略	略
	2 略	略

4 障害補償 年金（ <u>第19条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものに限 る。）	1 略	略
	2 略	略
5 遺族補償 年金（ <u>第19条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものを除 く。）	1 略	略
	2 略	略
6 遺族補償 年金（ <u>第19条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものに限 る。）	1 略	略
	2 略	略

改正

改正

改正

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償 年金(第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。)	1 略	略
	2 略	略

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償 年金(第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。)	1 略	略
	2 略	略

改正

	3	略	略
2 傷病補償 年金（第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略
3 障害補償 年金（第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略
4 障害補償 年金（第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略

	3	略	略
2 傷病補償 年金（第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略
3 障害補償 年金（第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略
4 障害補償 年金（第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略

改正

改正

改正

5 遺族補償 年金（第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	1 略	略
	2 略	略
	3 略	略
6 遺族補償 年金（第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1 略	略
	2 略	略
	3 略	略

4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である

5 遺族補償 年金（第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	1 略	略
	2 略	略
	3 略	略
6 遺族補償 年金（第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1 略	略
	2 略	略
	3 略	略

4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である

改正

改正

場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

6・7 略

場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

6・7 略

改正

議案第21号 小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、審査申出人の代表者の資格の証明に関する根拠法令が、行政不服審査法から行政不服審査法施行令に変更されるため、同法を引用する部分を改正するほか、審査委員会に提出された書類の謄写請求があった場合の手数料の規定を追加する等、所要の改正を行うもの。

小松島市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年小松島市条例第166号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第3節 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第5条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においてはその旨</p> <p>(4) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、</p>	<p>第3節 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第5条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においてはその旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4～5 (略)

第4節 審査の手続
(書面の審理)

第7条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認す

審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4～5 (略)

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人が資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第4節 審査の手続
(書面の審理)

第7条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。_____

追加
改正

追加

追加

改正
削除

<p>2 (略)</p> <p>(審査の秩序維持)</p> <p><u>第13条</u> 委員長は、審査の進行を妨げる者に対し退席を命ずることができる。</p> <p>第5節 雑則</p> <p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p><u>第14条</u> 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市町村長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者を除く。)に対して小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p> <p>(固定資産評価審査委員会規程への委任)</p> <p><u>第15条</u> この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。</p>	<p>(2) <u>事案の概要</u></p> <p>(3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u></p> <p>(4) <u>理由</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(審査の秩序維持)</p> <p><u>第14条</u> 委員長は、審査の進行を妨げる者に対し退席を命ずることができる。</p> <p>第5節 雑則</p> <p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p><u>第15条</u> 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市町村長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者を除く。)に対して小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p> <p>(固定資産評価審査委員会規程への委任)</p> <p><u>第16条</u> この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
---	--	---

議案第22号 小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年度税制改正により、地方税法において地方税の猶予制度の見直し、申請による換価の猶予制度の創設がなされたことに伴い、本市においても猶予制度の規定を設けるほか、個人番号利用手続きの見直し等、所要の改正を行うもの。

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第8条から第17条まで 削除</p>	<p>(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</p> <p><u>第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）</u></p> <p><u>第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p><u>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p>	<p>改正</p>

	<p>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</p> <p>4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</p> <p>5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</p> <p>(徴収猶予の申請手続等)</p> <p>第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事業所若しくは事業所の所在地</p> <p>(2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及び</p>	<p>改正</p>
--	--	-----------

	<p>その該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(3) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</p> <p>(4) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</p> <p>(5) 当該猶予を受けようとする期間</p> <p>(6) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)</p> <p>(7) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)</p> <p>2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</p> <p>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p>	<p>改正</p>
--	---	-----------

	<p>(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</p> <p>3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(2) 第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項</p> <p>4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</p> <p>5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</p> <p>(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</p> <p>(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間</p> <p>(4) 第1項第1号、第6号及び第7号に掲げる事項</p> <p>6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</p> <p>7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</p> <p>(徴収猶予の取消し)</p>	改正
--	---	----

	<p><u>第10条 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。</u></p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第104条第1項に規定する保険料</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第1項に規定する保険料</p> <p><u>（職権による換価の猶予の手續等）</u></p> <p><u>第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「職権による換価の猶予」という。）又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該職権による換価の猶予又は当該職権による換価の猶予期間の延長に係る市の徴収金を各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p><u>2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p><u>3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</p>	<p>改正</p>
--	---	-----------

	<p>(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</p> <p>4 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>(1) 高齢者医療確保法第104条第1項に規定する保険料</p> <p>(2) 介護保険法第129条第1項に規定する保険料</p> <p>(申請による換価の猶予の申請手続等)</p> <p>第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。</p> <p>2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>(1) 高齢者医療確保法第104条第1項に規定する保険料</p> <p>(2) 介護保険法第129条第1項に規定する保険料</p> <p>3 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「申請による換価の猶予」という。）又は同条第3項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該申請による換価の猶予又は当該申請による換価の猶予期間の延長に係る市の徴収金を各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。</p>	<p>改正</p>
--	--	-----------

	<p>4 第8条第2項から第5項までの規定は、<u>法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</p> <p>(2) 第9条第1項第1号及び第3号から第5号まで及び第7号に掲げる事項</p> <p>(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</p> <p>6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、<u>第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 第9条第1項第1号及び第7号に掲げる事項</p> <p>(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</p> <p>(3) 第5項第3号に掲げる事項</p> <p>8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、<u>20日とする。</u></p> <p>9 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。</p>	改正
--	---	----

<p>(公示送達) 第18条 <u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第20条の2の規定による公示送達は、小松島市公告式条例(昭和25年小松島市条例第130号)別表に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>(市民税の納税義務者等) 第23条 略</p> <p>2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(1) <u>高齢者医療確保法第104条第1項に規定する保険料</u> (2) <u>介護保険法第129条第1項に規定する保険料</u> (担保を徴する必要がある場合) 第13条 <u>法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p><u>第14条から第17条まで 削除</u></p> <p>(公示送達) 第18条 <u>法第20条の2の規定による公示送達は、小松島市公告式条例(昭和25年小松島市条例第130号)別表に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>(市民税の納税義務者等) 第23条 略</p> <p>2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で<u>令第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	-------------------------------

<p>(市民税の減免) 第51条 略</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号</p> <p>(2)(3) 略</p>	<p>(市民税の減免) 第51条 略</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</p> <p>(2)(3) 略</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
<p>(固定資産税の減免) 第71条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>4 略</p> <p>(軽自動車税の減免) 第89条 略</p>	<p>(固定資産税の減免) 第71条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>4 略</p> <p>(軽自動車税の減免) 第89条 略</p>	<p>改正</p>

<p>2 前2項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 略 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 略</p>	<p>2 前2項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限日</u>までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 略 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 略</p>	<p>改正</p>
<p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下</p>	<p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、<u>納期限日</u>までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項</p>	<p>改正</p>

<p>本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(中略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項</p> <p>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(中略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び</p> <p>法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>改正</p> <p>削除</p> <p>改正</p> <p>削除</p>
---	---	---

議案第23号 小松島市火災予防条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されることに伴い、近年普及してきた電気調理用機器等に関する規定を追加する等の改正を行うもの。

小松島市火災予防条例(昭和37年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行							改正後(案)							備考			
別表第3(第3条関係)							別表第3(第3条関係)										
種類			離隔距離(cm)				備考	種類			離隔距離(cm)				備考		
			入力	上方	側方	前方					後方	入力	上方	側方		前方	後方
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100				使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	

					開放炉 以外	使用温度 が800℃以 上のもの	—	250	200	300	200												
						使用温度 が300℃以 上800℃未 満のもの	—	150	100	200	100												
						使用温度 が300℃未 満のもの	—	100	50	100	50												
ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	浴室 内 設	外がま で バー ナー 取 り 出 し 口 の な い も の	21kW以下 [ふろ用 以外 の バー ナー を も つ も の に あ っ て は 42kW 以 下]	—	15	15	15	注1：浴 槽 と の 離 隔 距 離 は 0 cm と す る が、 合	ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	浴室 内 設	外がま で バー ナー 取 り 出 し 口 の な い も の	21kW以下 [ふろ用 以外 の バー ナー を も つ も の に あ っ て は 42kW 以 下]	—	15	15	15	注：浴槽 と の 離 隔 距 離 は 0c m と す る が、 合
					内 が ま	21kW以下 [ふろ用 以外 の バー ナー を も つ も の	—	—	60	—	成樹 脂浴 槽(ポ リプ ロピ						内 が ま	21kW以下 [ふろ用 以外 の バー ナー を も つ も の	—	—	60	—	成樹 脂浴 槽(ポ リプ ロピ

改正

		にあつては42kW以下]					レン浴槽等)の場合は2cmとする。
浴室 外設 置	外がまで バーナー 取り出し 口のない もの	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ ーが21kW 以下]	—	15	15	15	
	外がまで バーナー	21kW以下 [ふろ用	—	15	60	15	

		にあつては42kW以下]					レン浴槽等)の場合は2cmとする。
浴室 外設 置	外がまで バーナー 取り出し 口のない もの	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ ーが21kW 以下]	—	15	15	15	
	外がまで バーナー	21kW以下 [ふろ用	—	15	60	15	

		用バーナ ーが21kW 以下]				
密閉式	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ ーが21kW 以下]	—	2 <u>注1</u>	2	2	2
屋外用	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて	60	15	15	15	15

		用バーナ ーが21kW 以下]				
密閉式	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ ーが21kW 以下]	—	2 <u>注</u>	2	2	2
屋外用	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて	60	15	15	15	15

改正

				は当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下]				
不燃	半密閉式	浴室	外がまで	21kW以下 [ふろ用 以外 のバー ナーを もつも のにあ って は42kW 以下]	—	4.5	—	4.5
			内	21kW以下 [ふろ用 以外 のバー ナーを もつも のにあ って は42kW 以下]	—	—	—	—

				は当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下]				
不燃	半密閉式	浴室	外がまで	21kW以下 [ふろ用 以外 のバー ナーを もつも のにあ って は42kW 以下]	—	4.5	—	4.5
			内	21kW以下 [ふろ用 以外 のバー ナーを もつも のにあ って は42kW 以下]	—	—	—	—

改正

		下]				
浴室 外設 置	外がまで バーナー 取り出し 口のない もの	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ ーが21kW 以下]	—	4.5	—	4.5
	外がまで バーナー 取り出し 口のある もの	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが7	—	4.5	—	4.5

		下]				
浴室 外設 置	外がまで バーナー 取り出し 口のない もの	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ ーが21kW 以下]	—	4.5	—	4.5
	外がまで バーナー 取り出し 口のある もの	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが7	—	4.5	—	4.5

		0kW以下 であって、 かつ、ふろ 用バーナ ーが21kW 以下]				
	内がま	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ ーが21kW 以下]	—	—	—	—
	密閉式	21kW以下 [ふろ用 以外のバ	—	2	—	2
				<u>注1</u>		

		0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ ーが21kW 以下]				
	内がま	21kW以下 [ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ ーが21kW 以下]	—	—	—	—
	密閉式	21kW以下 [ふろ用 以外のバ	—	2	—	2
				<u>注</u>		

改正

	一ナーを もつもの にあつて は当該バ 一ナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ 一が21kW 以下]					
屋外用	21kW以下 [ふろ用 以外のバ 一ナーを もつもの にあつて は当該バ 一ナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ	30	4.5	—	4.5	

	一ナーを もつもの にあつて は当該バ 一ナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ 一が21kW 以下]					
屋外用	21kW以下 [ふろ用 以外のバ 一ナーを もつもの にあつて は当該バ 一ナーが7 0kW以下 であつて、 かつ、ふろ 用バーナ	30	4.5	—	4.5	

					一が21kW 以下]							
液 体 燃 料	不燃以外	39kW以下		60	15	15	15					
		39kW以下		50	5	—	5					
	上記に分類されないもの		—		60	15	60	15				
温 風 暖 房 機	気 体 燃 料	不 燃 外 式 ・ ・ 不 燃 外 式	半 密 閉 ・ 密 閉 式	バ ナ ナ ・ 密 閉 式	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
					温風を前方向 に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	注2：風 道を 使用 する もの にあ	
						26kWを超 え70kW以 下	100	15	100	15		
温風を全周方 向に吹き出す もの	26kW以下	100	150	150	150							

					一が21kW 以下]							
液 体 燃 料	不燃以外	39kW以下		60	15	15	15					
		39kW以下		50	5	—	5					
	上記に分類されないもの		—		60	15	60	15				
温 風 暖 房 機	気 体 燃 料	不 燃 外 式 ・ ・ 不 燃 外 式	半 密 閉 ・ 密 閉 式	バ ナ ナ ・ 密 閉 式	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風 道を 使用 する もの にあ って は15c	改正
					温風を前方向 に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	注2：ダ クト 接続 型以 外の	
						26kWを超 え70kW以 下	100	15	100	15		
温風を全周方 向に吹き出す もの	26kW以下	100	150	150	150							

			強制排気型	26kW以下	50	10	100	10	って は15c mと する。					強制排気型	26kW以下	50	10	100	10	場合 にあ って は100 cmと する。			
		密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10						密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100		10		
	不燃	半密閉式	強流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—		5				不燃	半密閉式	強流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80		5	—	5
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—		150							温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80		150	—	150
				強制排気型	26kW以下	50	5	—		5							強制排気型	26kW以下	50		5	—	5
				強制給排気型	26kW以下	50	5	—		5							強制給排気型	26kW以下	50		5	—	5
			上記に分類されないもの		—	100	60	60	60	注3：ダクト接				上記に分類されないもの		—	100	60	60	60	注2		
厨房設備	気燃	不燃	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14kW以下	100	15	15	15	続型以外の場合 については100cmとする。 注4：機器本				開放式	組込式こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離		

改正

改正

		据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15	体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。						
不開放燃式	ドロッピン式こんろ, キャビネット型グリル付こんろ	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0							
									据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
									据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
上記に分類されないもの	使用温度が80℃以上のもの	—	250	200	300	200								
								使用温度が30℃以上80℃未満のもの	—	150	100	200	100	
														使用温度が30℃未満のもの
ボ	気	不開放	フードを付け	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5						

		据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15	を示す。	改正						
不開放燃式	組込式こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ, キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0								
										据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
										据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
上記に分類されないもの	使用温度が80℃以上のもの	—	250	200	300	200									
								使用温度が30℃以上80℃未満のもの	—	150	100	200	100		
														使用温度が30℃未満のもの	—
ボ	気	不開放	フードを付け	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5							

イ ラ 一	体 燃 以 料 外	式 ない場合						
			フードを付け る場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式		12kWを超 え42kW以 下	—	15	15	15
				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
		密閉式		42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外 用	フードを付け ない場合	42kW以下	60	15	15	15
				フードを付け る場合	42kW以下	15	15	15
		不開放 燃式	フードを付け ない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付け る場合	7kW以下	10	4.5	—
		半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外 用	フードを付け ない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付け る場合	42kW以下	10	4.5	—

イ ラ 一	体 燃 以 料 外	式 ない場合						
			フードを付け る場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式		12kWを超 え42kW以 下	—	15	15	15
				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
		密閉式		42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外 用	フードを付け ない場合	42kW以下	60	15	15	15
				フードを付け る場合	42kW以下	15	15	15
		不開放 燃式	フードを付け ない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付け る場合	7kW以下	10	4.5	—
		半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外 用	フードを付け ない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付け る場合	42kW以下	10	4.5	—

液体燃料	不燃以外	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15				
		12kW以下	40	4.5	15	4.5				
	不燃	12kWを超え70kW以下	50	5	—	5				
		12kW以下	20	1.5	—	1.5				
	上記に分類されないもの		23kWを超える	120	45	150	45			
			23kW以下	120	30	100	30			
スト ト 燃 ブ	気 体 燃 料 外	不 燃 以 外	開 放 式 出 半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バー ナー が 露 出 バー ナー が 隠 ぺい	壁掛け型、 つり下げ 型 自然対流 型	7kW以下	30	60	100	4.5
						19kW以下	60	4.5	4.5	4.5

液体燃料	不燃以外	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15					
		12kW以下	40	4.5	15	4.5					
	不燃	12kWを超え70kW以下	50	5	—	5					
		12kW以下	20	1.5	—	1.5					
	上記に分類されないもの		23kWを超える	120	45	150	45				
			23kW以下	120	30	100	30				
ス ト 燃 ブ	気 体 燃 料 外	不 燃 以 外	開 放 式 出 半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バー ナー が 露 出 バー ナー が 隠 ぺい	壁掛け型、 つり下げ 型 自然対流 型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対 流方 向が 一方 向に 集中 する 場合 にあ っては60c mと
						19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	注

改正

改正

不燃式	開放式	バーナー	壁掛け型, つり下げ 露型	7kW以下	15	15	80	4.5	
半密閉式	バーナー	バーナー	自然対流 型	19kW以下	60	4.5	<u>注5</u>	4.5	
液体燃料	不燃式	半密閉式	自然対流 機器の 全周か 対ら熱を 流放射す 型るもの	39kW以下	150	100	100	100	

合に
あつ
ては6
0cm
とす
る。

不燃式	開放式	バーナー	壁掛け型, つり下げ 露型	7kW以下	15	15	80	4.5	
半密閉式	バーナー	バーナー	自然対流 型	19kW以下	60	4.5	<u>注</u>	4.5	
液体燃料	不燃式	半密閉式	自然対流 機器の 全周か 対ら熱を 流放射す 型るもの	39kW以下	150	100	100	100	

する。

改正

				機器の 上方又 は前方 に熱を 放散す るもの	39kW以下	150	15	100	15
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の 全周か ら熱を 放散す るもの	39kW以下	120	100	—	100
				機器の 上方又 は前方 に熱を 放散す るもの	39kW以下	120	5	—	5
	上記に分類されないもの				—	150	100	150	100
乾燥設備	気体燃料外	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5

				機器の 上方又 は前方 に熱を 放散す るもの	39kW以下	150	15	100	15
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の 全周か ら熱を 放散す るもの	39kW以下	120	100	—	100
				機器の 上方又 は前方 に熱を 放散す るもの	39kW以下	120	5	—	5
	上記に分類されないもの				—	150	100	150	100
乾燥設備	気体燃料外	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5

	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5			
	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50			
			内部容積が1立法メートル未満のもの	—	50	30	50	30			
簡易湯沸設備	気体燃料外	不燃式	開放式	常圧貯蔵	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
					瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
						フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
					半密閉式	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	

	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5			
	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50			
			内部容積が1立法メートル未満のもの	—	50	30	50	30			
簡易湯沸設備	気体燃料外	不燃式	開放式	常圧貯蔵	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
					瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
						フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
					半密閉式	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	

	密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		瞬間調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
			壁掛け型, 据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15
	フードを付ける場合		12kW以下	15	15	15	15	
	不燃式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
	半密閉式		12kW以下	—	4.5	—	4.5	

	密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		瞬間調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
			壁掛け型, 据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15
	フードを付ける場合		12kW以下	15	15	15	15	
	不燃式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
	半密閉式		12kW以下	—	4.5	—	4.5	

			密常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		閉瞬間	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
		式型	壁掛け型, 据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用	フードを 付けない 場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを 付ける場 合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
		液	不燃以外	12kW以下	40	4.5	15	4.5
		体	不燃	12kW以下	20	1.5	—	1.5
		燃						
		料						
給湯 湯 沸 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外 式	半密常圧貯蔵型	12kWを超 え42kW以 下	—	15	15	15
			瞬間型	12kWを超 え70kW以 下	—	15	15	15
			密閉式常圧貯蔵型	12kWを超 え42kW以 下	4.5	4.5	4.5	4.5

			密常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		閉瞬間	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
		式型	壁掛け型, 据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用	フードを 付けない 場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを 付ける場 合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
		液	不燃以外	12kW以下	40	4.5	15	4.5
		体	不燃	12kW以下	20	1.5	—	1.5
		燃						
		料						
給湯 湯 沸 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外 式	半密常圧貯蔵型	12kWを超 え42kW以 下	—	15	15	15
			瞬間型	12kWを超 え70kW以 下	—	15	15	15
			密閉式常圧貯蔵型	12kWを超 え42kW以 下	4.5	4.5	4.5	4.5

	瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
		壁掛け型, 据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	屋外貯蔵用型	常圧 フードを 付けない 場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
		フードを 付ける場 合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
	瞬間型	フードを 付けない 場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
		フードを 付ける場 合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15
	不燃密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
		瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5

	瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
		壁掛け型, 据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	屋外貯蔵用型	常圧 フードを 付けない 場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
		フードを 付ける場 合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
	瞬間型	フードを 付けない 場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
		フードを 付ける場 合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15
	不燃密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
		瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5

			下					
密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型, 据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5
屋外用型	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5	
	瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5	
フードを付ける場合		12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5		
液	不燃以外		12kWを超	60	15	15	15	

			下					
密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型, 据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5
屋外用型	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5	
	瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5	
フードを付ける場合		12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5		
液	不燃以外		12kWを超	60	15	15	15	

体 燃 料					え70kW以 下					
	不燃				12kWを超 え70kW以 下	50	5	—	5	
	上記に分類されないも の				—	60	15	60	15	
移 動 式 ス ト ー ブ	気 燃 料 外	不 開 放 式 出 ペ い	バー ナー が 隠 ぺ い	前方放射 型	7kW以下	100	30	100	4.5	
				全周放射 型	7kW以下	100	100	100	100	
				自然対流 型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
				強制対流 型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
	不 開 放 式 出 ペ い	バー ナー が 隠 ぺ い	前方放射 型	7kW以下	80	15	80	4.5		
			全周放射 型	7kW以下	80	80	80	80		
			自然対流 型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5		
			強制対流 型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		

体 燃 料					え70kW以 下					
	不燃				12kWを超 え70kW以 下	50	5	—	5	
	上記に分類されないも の				—	60	15	60	15	
移 動 式 ス ト ー ブ	気 燃 料 外	不 開 放 式 出 ペ い	バー ナー が 隠 ぺ い	前方放射 型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱 対流 方向 が一 方向 に集 中す る場 合に あつ ては6 0cm とす る。
				全周放射 型	7kW以下	100	100	100	100	
				自然対流 型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
				強制対流 型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
	不 開 放 式 出 ペ い	バー ナー が 隠 ぺ い	前方放射 型	7kW以下	80	15	80	4.5		
			全周放射 型	7kW以下	80	80	80	80		
			自然対流 型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5		
			強制対流 型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注2：方 向性	

改正

改正

改正

液 体 燃 料 外	不 開 放 式	放射型	7kW以下	100	50	100	20	
			自然対流 型	7kWを超 え12kW以 下	150	100	100	100
				7kW以下	100	50	50	50
		強 制 対 流 型	温風を 前方向 に吹き 出すも の	12kW以下	100	15	100	15
				7kWを超 え12kW以 下	100	150	150	150
			温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7kW以下	100	100	100	100
不 燃	不 開 放 式	放射型	7kW以下	80	30	—	5	
			自然対流 型	7kWを超 え12kW以 下	120	100	—	100
				7kW以下	80	30	—	30
		強 制 対 流 型	温風を 前方向 に吹き	12kW以下	80	5	—	5

液 体 燃 料 外	不 開 放 式	放射型	7kW以下	100	50	100	20	
			自然対流 型	7kWを超 え12kW以 下	150	100	100	100
				7kW以下	100	50	50	50
		強 制 対 流 型	温風を 前方向 に吹き 出すも の	12kW以下	100	15	100	15
				7kWを超 え12kW以 下	100	150	150	150
			温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7kW以下	100	100	100	100
不 燃	不 開 放 式	放射型	7kW以下	80	30	—	5	
			自然対流 型	7kWを超 え12kW以 下	120	100	—	100
				7kW以下	80	30	—	30
		強 制 対 流 型	温風を 前方向 に吹き	12kW以下	80	5	—	5

を有
する
もの
にあ
って
は100
cmと
する。

改正

				流 出 す も の						
				温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7kWを超 え12kW以 下	80	150	—	150	
					7kW以下	80	100	—	100	
				固体燃料	—	100	50	50	50	
							<u>注6</u>	<u>注6</u>	<u>注6</u>	
調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不 開 放 式	バーナ 一が露 出	卓上型 コンロ (1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	
				卓上型 コンロ (2口以 上), 卓 上型グ リル付 こんろ	14kW以下	100	15	15	15	
							<u>注4</u>	<u>注4</u>		
			バー ナー	卓上型 グリル	7kW以下	100	15	15	15	

注6：方
向性
を有
する
もの
にあ
って
は100
cmと
する。

				流 出 す も の						
				温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7kWを超 え12kW以 下	80	150	—	150	
					7kW以下	80	100	—	100	
				固体燃料	—	100	50	50	50	
							<u>注2</u>	<u>注2</u>	<u>注2</u>	
調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不 開 放 式	バーナ 一が露 出	卓上型 コンロ (1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	注：機器
				卓上型 コンロ (2口以 上)・グ リル付 こん ろ・グリ ドル付 こんろ	14kW以下	100	15	15	15	本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。
							<u>注</u>	<u>注</u>		
			バー ナー	卓上型 グリル	7kW以下	100	15	15	15	

改正

改正

が隠 ぺい	部 が 開 放	加 熱 部 が 隠 ぺ い	卓上型 オープン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5
			卓上型 オープン・グリ ル(フー ドを付 ける場 合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			炊飯器 (炊飯容 量4リッ トル以 下)	4.7kW以下	30	10	10	10

が隠 ぺい	部 が 開 放	加 熱 部 が 隠 ぺ い	卓上型 オープン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5
			卓上型 オープン・グリ ル(フー ドを付 ける場 合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			炊飯器 (炊飯容 量4リッ トル以 下)	4.7kW以下	30	10	10	10

			圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下)	—	30	10	10	10
不 開 燃 放 式	バー ナー が 露 出	卓 上 型 コ ン ロ (1口)	卓 上 型	5.8kW以下	80	0	—	0
			卓 上 型 コ ン ロ (2口以 上), <u>卓 上 型 グ リ ル 付 こ ん ろ</u>	14kW以下	80	0	—	0
	バー ナー が 隠 ぺ い	加 熱 部 が 開 放	卓 上 型 グ リ ル	7kW以下	80	0	—	0

			圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下)	—	30	10	10	10
不 開 燃 放 式	バー ナー が 露 出	卓 上 型 コ ン ロ (1口)	卓 上 型	5.8kW以下	80	0	—	0
			卓 上 型 コ ン ロ (2口以 上)・ <u>グ リ ル 付 こ ん ろ ・ グ リ ド ル 付 こ ん ろ</u>	14kW以下	80	0	—	0
	バー ナー が 隠 ぺ い	加 熱 部 が 開 放	卓 上 型 グ リ ル	7kW以下	80	0	—	0

改正

加 熱 部 が 隠 ぺ い	卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
	卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 ける場 合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5
	炊飯器 (炊飯容 量4リッ トル以 下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
	圧力調 理器(内 容積10 リット	—	15	4.5	—	4.5

加 熱 部 が 隠 ぺ い	卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
	卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 ける場 合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5
	炊飯器 (炊飯容 量4リッ トル以 下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
	圧力調 理器(内 容積10 リット	—	15	4.5	—	4.5

									ル以下)												
移動式 こんろ	液体 燃料	不燃以外		6kW以下	100	15	15	15													
		不燃		6kW以下	80	0	—	0													
		固体燃料		—	100	30	30	30													
電気 温風 器	電気	不燃以外		2kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注7：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。												
		不燃		2kW以下	0	0	—	0													
電気 こんろ	電気	不燃以外		4.8kW以下	100	2	2	2	注8：機器本体上方の側方												
				(1口当たり 2kWを超 え3kW以 下)	—	20	—	20													
				4.8kW以下	100	2	2	2													

									ル以下)												
移動式 こんろ	液体 燃料	不燃以外		6kW以下	100	15	15	15													
		不燃		6kW以下	80	0	—	0													
		固体燃料		—	100	30	30	30													
電気 温風 機	電気	不燃以外		2kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。												
		不燃		2kW以下	0	0	—	0													
電気 調理 用 機	電気	不燃 以外	電気 こん ろ、電 磁分 の 誘導 加熱 式調 理器 (こん ろ	こん ろ部 分の 全部 又は 一部	4.8kW以下	100	2	2	2	注1：機 器本 体上 方の 側方 又は											
					(1口当たり 2kWを超 え3kW以 下)	—	20	—	20												
					4.8kW以下	100	2	2	2												

改正

改正

改正

改正

理器		態のもの	(1口当たり 3kW以下)					す。									体の 外周 から の距 離)を 示す。		
					0	0	0												
					注8	注8	注8												
電	電	不燃以外	2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注10:排	電	電	不燃以外	2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注:排気	改正	
気	気				注1	注1	注1	気口	天	天				注	注	注	口面		
天					0	0	0	面に	火	火							にあ	改正	
火		不燃	2kW以下	10	4.5	—	4.5	あつ			不燃	2kW以下	10	4.5	—	4.5	注	ては1	
					注1		注1	ては1						注	注	注	は10c	改正	
					0		0	0cm									とする。		
								とする。	電	電	不燃以外	電熱装置	2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注:排気	改正
電	電	不燃以外	電熱装置	2kW以下	10	4.5	4.5		子	子		を有する					口面		
レ	レ		を有する		注1	注1	注1		ン	ン	不燃	電熱装置	2kW以下	10	4.5	—	4.5	にあ	
ジ			もの		0	0	0		ジ	ジ		を有する					ては10c	改正	
		不燃	電熱装置	2kW以下	10	4.5	—	4.5				もの			注	注	とする。		
			を有する		注1		注1												
			もの		0		0		電	電	不燃以外	前方放射	2kW以下	100	30	100	4.5		
電	電	不燃以外	前方放射	2kW以下	100	30	100	4.5	気	気		型(壁取付							
気	気		型(壁取付																

ストーブ		式及び天井取付式のものを除く。)					
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100
		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5
	不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5
		全周放射	2kW以下	80	80	—	80

ストーブ		式及び天井取付式のものを除く。)					
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100
		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5
	不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5
		全周放射	2kW以下	80	80	—	80

注2：排気口面にあつては4.5cmとする。

改正

			型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)					
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	0	—	0
電	電	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
乾	乾	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0
燥	燥							
器	器							
電	電	不燃以外	衣類乾燥機, 食器乾燥機, 食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
氣	氣							
乾	乾							
燥	燥							
機	機							

			型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)					
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	0	—	0
電	電	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
乾	乾	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0
燥	燥							
器	器							
電	電	不燃以外	衣類乾燥機, 食器乾燥機, 食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
氣	氣							
乾	乾							
燥	燥							
機	機							

注1：前面に排気口を有する機器に

改正

		不燃	衣類乾燥機，食器乾燥機，食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注1	— 注1	0 注1	注11：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。					あつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。	改正				
電	電	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	注12：排気口面にあつては4.5cmとする。	電	電	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	改正
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0				不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」，「液体燃料」，「固体燃料」及び「電気」は，それぞれ，気体燃料を使用するもの，液体燃料を使用するもの，固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は，対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は，対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

備考

- 1 「気体燃料」，「液体燃料」，「固体燃料」及び「電気」は，それぞれ，気体燃料を使用するもの，液体燃料を使用するもの，固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は，対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は，対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

議案第24号 小松島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定
について

《制定の趣旨》

本市では、平成22年から小松島市消費生活センターを開設し、消費者の相談に対応していますが、消費者安全法の改正により、平成28年4月1日以降、消費生活センターの組織及び運営に関する事項について条例で定めることとされたことから、新たに条例を制定するもの。

小松島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。
(名称及び位置)

第2条 法第10条第2項の規定に基づき、消費者の利益を守り、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活センターを設置する。

2 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小松島市消費生活センター	小松島市横須町2番14号

(事業)

第3条 小松島市消費生活センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する事業
- (2) 消費者啓発のための講習会、講演会等の開催事業
- (3) 消費生活に関する資料等の展示に関する事業
- (4) 消費生活に関する資料・情報の収集及び提供に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(利用時間及び休所日)

第4条 消費生活センターの利用時間及び休所日は、規則で定める。

(職員)

第5条 消費生活センターに、所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置等)

第6条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第7条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第8条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第9条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第25号 小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

平成28年7月から市指定ごみ袋の値下げを行い、手数料として位置付けるほか、昨年から実施している粗大ごみの収集について、当分の間無料とすることを条例に明記するもの。

小松島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年小松島市条例第18号)新旧対照表

現行				改正後(案)				備考
(一般廃棄物処理手数料) 第10条 本市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表に定める一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。ただし、規則で定める本市の <u>一般収集計画</u> に基づいて収集、運搬及び処分するものについては、 <u> </u> 徴収しない。 2 (略) 別表(第10条関係) 一般廃棄物処理手数料表 (1) 本市が収集、運搬及び処分をする場合				(一般廃棄物処理手数料) 第10条 本市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表に定める一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。ただし、規則で定める本市の <u>一般収集計画(粗大ごみ)</u> に基づいて収集、運搬及び処分するものについては、 <u>当分の間</u> 徴収しない。 2 (略) 別表(第10条関係) 一般廃棄物処理手数料表 (1) 本市が収集、運搬及び処分をする場合				改正 追加
種別	取扱区分	単位	処理手数料	種別	取扱区分	単位	処理手数料	
(1) 可燃ごみ 及び燃え がら	規則で定める特別有料収集計画により行う場合	10キログラム 又は0.02立方 メートルまで ごとにつき	53円	(1) 可燃ごみ 及び燃え がら	規則で定める特別有料収集計画により行う場合	10キログラム 又は0.02立方 メートルまで ごとにつき	53円	

(2) ごみ燃え がら及び 粗大ごみ	規則で定 める臨時 又は随時 収集計画 により行 う場合	最大積載量 0.5 トン以下の車 両	1 台につき	2,100 円	(2) ごみ燃え がら及び 粗大ごみ	規則で定 める臨時 又は随時 収集計画 により行 う場合	最大積載量 0.5 トン以下の車 両	1 台につき	2,100 円
		最大積載量 0.5 トンを超え 1 トン以下の車 両	1 台につき	2,100 円			最大積載量 0.5 トンを超え 1 トン以下の車 両	1 台につき	2,100 円
		最大積載量 1 トンを超える 車両	1 台につき	2,100 円に車 両の最大積 載量が 1 ト ンまでを増 すごとに 2,100 円を加 算した額			最大積載量 1 トンを超える 車両	1 台につき	2,100 円に車 両の最大積 載量が 1 ト ンまでを増 すごとに 2,100 円を加 算した額
(3) し尿	従量割		180 リットルま で	1,530 円	(3) し尿	従量割		180 リットルま で	1,530 円
			超過料金 18 リ ットルまでご とにつき	153 円				超過料金 18 リ ットルまでご とにつき	153 円
(4) 犬, ねこ 等の死体	規則により臨時収集計画 により行う場合		1 体につき	525 円	(4) 犬, ねこ 等の死体	規則により臨時収集計画 により行う場合		1 体につき	525 円

(5) 布団その他これに類するもの	規則で定める臨時又は随時収集計画により行う場合	1 件につき	210 円	(5) 布団その他これに類するもの	規則で定める臨時又は随時収集計画により行う場合	1 件につき	210 円	
(6) その他の一般廃棄物	規則で定める臨時又は随時収集計画により行う場合	0.06 立方メートルまでごとに	210 円	(6) その他の一般廃棄物	規則で定める臨時又は随時収集計画により行う場合	0.06 立方メートルまでごとに	210 円	
				(2) 本市が収集、運搬及び処分をする場合(第9条第1項第1号の規定による容器を使用しなければならないものに限る)				追加
				<u>種別</u>	<u>取扱区分</u>	<u>単位</u>	<u>処理手数料</u>	追加
				ごみ及び燃えがら	規則で定める一般収集計画により行う場合	容器(指定ごみ袋(大))1袋につき	20 円	
						容器(指定ごみ袋(大(レジ袋式)))1袋につき	20 円	
						容器(指定ごみ袋(小))1袋につき	16 円	
						容器(指定ごみ袋(特小))1袋につき	8 円	

(2) 本市が処分のみをする場合				(3) 本市が処分のみをする場合				改正
種別	取扱区分	単位	処理手数料	種別	取扱区分	単位	処理手数料	
(1) 可燃ごみ 及び燃え がら	規則で定める特別有料収集 計画以外により行う場合	10キログ ラム又は 0.02立方 メートル までごと につき	32円	(1) 可燃ごみ 及び燃え がら	規則で定める特別有料収集 計画以外により行う場合	10キログ ラム又は 0.02立方 メートル までごと につき	32円	
	最大積載量0.5トン以下又 は最大積載量の定めのない 車両による搬入の場合	1台につき	1,050円	最大積載量0.5トン以下又 は最大積載量の定めのない 車両による搬入の場合	1台につき	1,050円	1,050円	
	最大積載量0.5トンを超え1 トン以下の車両による搬入 の場合	1台につき	2,100円	最大積載量0.5トンを超え1 トン以下の車両による搬入 の場合	1台につき	2,100円	2,100円	
	最大積載量1トンを超える 車両による搬入の場合	1台につき	2,100円に車両 の最大積載量 が1トンまで を増すごとに 2,100円を加算 した額	最大積載量1トンを超える 車両による搬入の場合	1台につき	2,100円に車両 の最大積載量 が1トンまで を増すごとに 2,100円を加算 した額	2,100円に車両 の最大積載量 が1トンまで を増すごとに 2,100円を加算 した額	
(2) 不燃ごみ	最大積載量1トン以下又は 最大積載量の定めのない車	1台につき	2,100円	(2) 不燃ごみ	最大積載量1トン以下又は 最大積載量の定めのない車	1台につき	2,100円	

及び粗大 ごみ	両による搬入の場合			及び粗大 ごみ	両による搬入の場合		
	最大積載量1トンを超える 車両による搬入の場合	1台につき	2,100円に車両 の最大積載量 が1トンまで を増すごとに 2,100円を加算 した額		最大積載量1トンを超える 車両による搬入の場合	1台につき	2,100円に車両 の最大積載量 が1トンまで を増すごとに 2,100円を加算 した額
(3) 犬, ねこ 等の死体		1体につき	315円	(3) 犬, ねこ 等の死体		1体につき	315円
(4) 布団その 他これに 類するも の		1件につき	105円	(4) 布団その 他これに 類するも の		1件につき	105円
(5) その他の 一般廃棄 物		0.06立方 メートル までごと に	105円	(5) その他の 一般廃棄 物		0.06立方 メートル までごと に	105円

議案第26号 小松島市放課後児童クラブ会館条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

南小松島小学校敷地内において整備をしている南小松島放課後児童クラブ会館を追加するもの。

小松島市放課後児童クラブ会館条例(平成16年小松島市条例第14号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考																						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 724 1025 1015"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北小松島放課後児童クラブ会館</td> <td>小松島市中田町字浜田33番地</td> </tr> <tr> <td>児安放課後児童クラブ会館</td> <td>小松島市田浦町字近里27番地</td> </tr> <tr> <td>小松島放課後児童クラブ会館</td> <td>小松島市神田瀬町2番63号</td> </tr> <tr> <td>和田島放課後児童クラブ会館</td> <td>小松島市和田島町字山のはな8番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	北小松島放課後児童クラブ会館	小松島市中田町字浜田33番地	児安放課後児童クラブ会館	小松島市田浦町字近里27番地	小松島放課後児童クラブ会館	小松島市神田瀬町2番63号	和田島放課後児童クラブ会館	小松島市和田島町字山のはな8番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1048 724 1839 1110"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北小松島放課後児童クラブ会館</td> <td>小松島市中田町字浜田33番地</td> </tr> <tr> <td>児安放課後児童クラブ会館</td> <td>小松島市田浦町字近里27番地</td> </tr> <tr> <td>小松島放課後児童クラブ会館</td> <td>小松島市神田瀬町2番63号</td> </tr> <tr> <td>和田島放課後児童クラブ会館</td> <td>小松島市和田島町字山のはな8番地</td> </tr> <tr> <td>南小松島放課後児童クラブ会館</td> <td>小松島市小松島町字高須36番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	北小松島放課後児童クラブ会館	小松島市中田町字浜田33番地	児安放課後児童クラブ会館	小松島市田浦町字近里27番地	小松島放課後児童クラブ会館	小松島市神田瀬町2番63号	和田島放課後児童クラブ会館	小松島市和田島町字山のはな8番地	南小松島放課後児童クラブ会館	小松島市小松島町字高須36番地	<p>追加</p>
名称	位置																							
北小松島放課後児童クラブ会館	小松島市中田町字浜田33番地																							
児安放課後児童クラブ会館	小松島市田浦町字近里27番地																							
小松島放課後児童クラブ会館	小松島市神田瀬町2番63号																							
和田島放課後児童クラブ会館	小松島市和田島町字山のはな8番地																							
名称	位置																							
北小松島放課後児童クラブ会館	小松島市中田町字浜田33番地																							
児安放課後児童クラブ会館	小松島市田浦町字近里27番地																							
小松島放課後児童クラブ会館	小松島市神田瀬町2番63号																							
和田島放課後児童クラブ会館	小松島市和田島町字山のはな8番地																							
南小松島放課後児童クラブ会館	小松島市小松島町字高須36番地																							

議案第27号 小松島市立認定こども園条例の制定について

《制定の趣旨》

平成28年4月から坂野幼稚園と坂野保育所を統合し、新たに保育所型認定こども園として「さかの認定こども園」を設置・運営するにあたり、必要な事項を定めた条例を制定するもの。

小松島市立認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)の規定に基づき、子ども(認定こども園法第2条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。)に対する教育及び保育(それぞれ認定こども園法第2条第8項に規定する教育及び同条第9項に規定する保育をいう。以下同じ。)並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、同法第2条第6項に規定する認定こども園として、小松島市立認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号認定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第1項の規定に基づき、法第19条第1項第1号に該当するものとされた小学校就学前子どもの区分についての認定をいう。
- (2) 2号認定 法第20条第1項の規定に基づき、法第19条第1項第2号に該当するものとされた小学校就学前子どもの区分についての認定をいう。
- (3) 3号認定 法第20条第1項の規定に基づき、法第19条第1項第3号に該当するものとされた小学校就学前子どもの区分についての認定をいう。
- (4) 教育標準時間 法第20条第1項の規定による認定であって、1号認定区分にかかる教育時間をいう。
- (5) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。次号において「府令」という。)第4条第1項の規定に基づき、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育を利用するものと認定された保育必要量をいう。
- (6) 保育短時間 府令第4条第1項の規定に基づき、1月当たり平均200時間ま

で(1日当たり8時間までに限る。)の保育を利用するものと認定された保育必要量をいう。

(名称等)

第3条 認定こども園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
さかの認定こども園	小松島市坂野町字根上り13番地の1

(事業)

第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもに対する教育及び保育(法第20条第3項の保育必要量(同条第1項の認定がなされていない子どもにあつては、これに相当するものとして市長が定める保育の量とする。)の範囲内のものに限る。)
- (2) 時間外保育事業(保育短時間認定の子どもに限る)
- (3) 一時預かり事業(1号認定の子どもに限る)
- (4) その他認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業

(職員)

第5条 市長は、認定こども園に園長その他必要な職員を配置する。

(入園資格)

第6条 認定こども園に入園できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 1号認定を受けた者(以下「1号認定子ども」という。)
- (2) 2号認定及び3号認定を受けた者(以下「2号認定子ども」という。)
- (3) その他特に市長が必要と認める者(以下「3号認定子ども」という。)

(入園手続き)

第7条 認定こども園に入園を希望する者(以下「入園希望者」という。)の保護者は市長に入園の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項又は第6項の規定により市長が入園させる場合については、この限りでない。

2 前項の規定による申込み及びこれに対する承認その他の認定こども園への入園の手続については、規則で定める。

(入園の制限)

第8条 第6条の規定にかかわらず、入園希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、入園を許可しないことができる。

- (1) 感染性疾患を有するとき。
- (2) 認定こども園における教育及び保育に適合できないと認められるとき。
- (3) 設備その他の理由により入園させる余力がないとき。
- (4) その他認定こども園の管理運営上支障があると認められるとき。

(休園日等)

第9条 休園日(第4条第1号の教育及び保育の提供を行わない日をいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前2号に掲げる日を除く。)

2 第4条第1号の教育の提供は、前項の休園日のほか、小松島市立幼稚園管理規則(昭和49年小松島市教育委員会規則第3号)第7条の2に規定する日においても行わない。

(保育料等)

第10条 認定こども園に入園している子ども(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により市長が入園させた子どもを除く。)の保護者は、規則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に教育又は保育に要した費用の額を超えるときは、当該教育又は保育に現に要した費用の額)とする。

(時間外保育事業)

第11条 第4条第2号の時間外保育事業は、休園日を除き、認定こども園に入園している2号認定子ども及び3号認定子どものうち保育短時間認定を受けた者が、やむを得ない理由により、保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。

2 その監護する子どもについて時間外保育事業の利用を希望する保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 時間外保育事業を利用する子どもの保護者は、規則で定めるところにより、時間外保育料を納付しなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、時間外保育事業の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

(一時預かり事業)

第12条 第4条第3号の一時預かり事業は、休園日を除き、認定こども園に入園している1号認定子どもが、教育標準時間前後又は長期休業日等に認定こども園における一時的な保護の実施を希望する場合に、当該保護を行う事業とする。

2 その監護する子どもについて一時預かり事業の利用を希望する保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 一時預かり事業を利用する子どもの保護者は、規則で定めるところにより、利用料を納付しなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、一時預かり事業の利用に関し必要な事項は、規則で定め

る。

(子育て支援事業)

第13条 第4条第4号の子育て支援事業は次のとおりとする。

(1) 地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業

(2) 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業

2 前項第2号の子育て支援事業を利用する子どもの保護者は、規則で定めるところにより、利用料を納付しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(小松島市立保育所条例の一部改正)

2 小松島市立保育所条例(平成27年小松島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条の表坂野保育所の項を削る。

小松島市立認定こども園条例附則第2項による小松島市立保育所条例の改正

小松島市立保育所条例(平成27年小松島市条例第19号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考				
<p>(名称及び位置) 第2条 前条の規定により設置する保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 前条の規定により設置する保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	削除				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> </table>	名称		位置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> </table>	名称	位置
名称	位置					
名称	位置					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">県前保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市中郷町字加藤18番地の1</td> </tr> </table>	県前保育所		小松島市中郷町字加藤18番地の1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">県前保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市中郷町字加藤18番地の1</td> </tr> </table>	県前保育所	小松島市中郷町字加藤18番地の1
県前保育所	小松島市中郷町字加藤18番地の1					
県前保育所	小松島市中郷町字加藤18番地の1					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">泰地保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市中郷町字西久保4番地の1</td> </tr> </table>	泰地保育所		小松島市中郷町字西久保4番地の1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">泰地保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市中郷町字西久保4番地の1</td> </tr> </table>	泰地保育所	小松島市中郷町字西久保4番地の1
泰地保育所	小松島市中郷町字西久保4番地の1					
泰地保育所	小松島市中郷町字西久保4番地の1					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">横須保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市横須町11番7号</td> </tr> </table>	横須保育所	小松島市横須町11番7号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">横須保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市横須町11番7号</td> </tr> </table>	横須保育所	小松島市横須町11番7号	
横須保育所	小松島市横須町11番7号					
横須保育所	小松島市横須町11番7号					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">立江保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市立江町字鍋寺109番地の4</td> </tr> </table>	立江保育所	小松島市立江町字鍋寺109番地の4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">立江保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市立江町字鍋寺109番地の4</td> </tr> </table>	立江保育所	小松島市立江町字鍋寺109番地の4	
立江保育所	小松島市立江町字鍋寺109番地の4					
立江保育所	小松島市立江町字鍋寺109番地の4					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">坂野保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市坂野町字根上り13番地の1</td> </tr> </table>	坂野保育所	小松島市坂野町字根上り13番地の1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">目佐保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市坂野町字目佐101番地</td> </tr> </table>	目佐保育所	小松島市坂野町字目佐101番地	
坂野保育所	小松島市坂野町字根上り13番地の1					
目佐保育所	小松島市坂野町字目佐101番地					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">目佐保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市坂野町字目佐101番地</td> </tr> </table>	目佐保育所	小松島市坂野町字目佐101番地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">和田島保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市和田島町字明神北130番地</td> </tr> </table>	和田島保育所	小松島市和田島町字明神北130番地	
目佐保育所	小松島市坂野町字目佐101番地					
和田島保育所	小松島市和田島町字明神北130番地					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">和田島保育所</td> <td style="width: 50%;">小松島市和田島町字明神北130番地</td> </tr> </table>	和田島保育所	小松島市和田島町字明神北130番地				
和田島保育所	小松島市和田島町字明神北130番地					

議案第28号 小松島市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

平成27年度末をもって閉校となる立江中学校及び坂野中学校の規定を削除し、平成28年度より開校する小松島南中学校を追加するとともに、さかの認定こども園に統合する坂野幼稚園、平成20年度から休園中の櫛渕幼稚園がそれぞれ廃園となることから規定を削除するもの。

小松島市立学校及び幼稚園設置条例(昭和39年小松島市条例第16号)新旧対照表

現行			改正後（案）			備考
(設置) 第2条 小松島市立学校及び幼稚園を次のとおり置く。			(設置) 第2条 小松島市立学校及び幼稚園を次のとおり置く。			
種別	学校及び幼稚園名	所在地	種別	学校及び幼稚園名	所在地	
小学校	小松島小学校	小松島市神田瀬町2番63号	小学校	小松島小学校	小松島市神田瀬町2番63号	
	南小松島小学校	小松島市小松島町字高須36番地		南小松島小学校	小松島市小松島町字高須36番地	
	北小松島小学校	小松島市中田町字浜田33番地		北小松島小学校	小松島市中田町字浜田33番地	
	千代小学校	小松島市中田町字奥林29番地		千代小学校	小松島市中田町字奥林29番地	
	児安小学校	小松島市田浦町字近里27番地		児安小学校	小松島市田浦町字近里27番地	
	芝田小学校	小松島市田野町字中須45番地		芝田小学校	小松島市田野町字中須45番地	
	立江小学校	小松島市立江町字松本34番地の3		立江小学校	小松島市立江町字松本34番地の3	
	櫛渕小学校	小松島市櫛渕町字北佃45番地		櫛渕小学校	小松島市櫛渕町字北佃45番地	

	坂野小学校	小松島市坂野町字根上り6番地の1	坂野小学校	小松島市坂野町字根上り6番地の1	改正
	和田島小学校	小松島市和田島町字山のはな8番地	和田島小学校	小松島市和田島町字山のはな8番地	
	新開小学校	小松島市大林町字中津37番地	新開小学校	小松島市大林町字中津37番地	
中学校	小松島中学校	小松島市日開野町字弥三次3番地の1	小松島中学校	小松島市日開野町字弥三次3番地の1	
	立江中学校	小松島市立江町字鍋寺36番地	小松島南中学校	小松島市立江町字赤石78番地の2	
	坂野中学校	小松島市坂野町字根上り37番地	校		
幼稚園	小松島幼稚園	小松島市神田瀬町2番63号	小松島幼稚園	小松島市神田瀬町2番63号	
	南小松島幼稚園	小松島市小松島町字高須36番地	南小松島幼稚園	小松島市小松島町字高須36番地	
	北小松島幼稚園	小松島市小松島町字北浜80番地	北小松島幼稚園	小松島市小松島町字北浜80番地	
	千代幼稚園	小松島市中田町字奥林29番地	千代幼稚園	小松島市中田町字奥林29番地	
	児安幼稚園	小松島市田浦町字近里27番地	児安幼稚園	小松島市田浦町字近里27番地	
	芝田幼稚園	小松島市田野町字月の輪78番地の7	芝田幼稚園	小松島市田野町字月の輪78番地の7	
	立江幼稚園	小松島市立江町字松本34番地の2	立江幼稚園	小松島市立江町字松本34番地の2	
	櫛渕幼稚園	小松島市櫛渕町字北佃45番地	和田島幼稚園	小松島市和田島町字山のはな27番地	
	坂野幼稚園	小松島市坂野町字根上り10番地	新開幼稚園	小松島市大林町字中津44番地の5	
	和田島幼稚園	小松島市和田島町字山のはな27番地			
	新開幼稚園	小松島市大林町字中津44番地の5			
					削除

議案第29号 小松島市立体育館条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

平成27年度末をもって閉校する立江中学校及び坂野中学校の体育館を、それぞれ立江体育館、坂野体育館として社会体育施設に位置付け、市民の利用に供するため、必要な改正を行うもの。

小松島市立体育館条例(昭和57年小松島市条例第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考								
<p align="center"><u>小松島市立体育館条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 市民の体位向上及びスポーツ・レクリエーションを通じて心身の健全な育成を図るため体育館を置く。</p> <p>2 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>（1）名称 小松島市立体育館</p> <p>（2）位置 <u>小松島市立江町字赤石74番地の2</u></p> <p>（事業）</p> <p>第2条 <u>小松島市立体育館(以下「体育館」という。)</u>においては、</p>	<p align="center"><u>小松島市体育館条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 市民の体位向上及びスポーツ・レクリエーションを通じて心身の健全な育成を図るため体育館を置く。</p> <p>2 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1086 986 1805 1201"> <thead> <tr> <th align="center">名称</th> <th align="center">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小松島市立体育館</td> <td>小松島市立江町字赤石74番地の2</td> </tr> <tr> <td>立江体育館</td> <td>小松島市立江町字鍋寺36番地</td> </tr> <tr> <td>坂野体育館</td> <td>小松島市坂野町字根上り37番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業）</p> <p>第2条 <u>体育館</u>においては、次に掲げる事業を行う。</p>	名称	位置	小松島市立体育館	小松島市立江町字赤石74番地の2	立江体育館	小松島市立江町字鍋寺36番地	坂野体育館	小松島市坂野町字根上り37番地	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
名称	位置									
小松島市立体育館	小松島市立江町字赤石74番地の2									
立江体育館	小松島市立江町字鍋寺36番地									
坂野体育館	小松島市坂野町字根上り37番地									

次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーションの普及振興に関すること。
- (2) 前号の事業を推進するため、体育館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の供用に関すること。
- (3) その他小松島市教育委員会(以下「委員会」という。)が適当と認めた場合における施設等の供用に関すること。

(利用時間及び休館日)

第3条 体育館の利用時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(使用料)

第4条 体育館を利用する者からは、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とし、既に納付した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由又は市長が特別の事由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第5条 市長は、公益上又は特別の事由があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

第6条～第13条 略

- (1) スポーツ・レクリエーションの普及振興に関すること。
- (2) 前号の事業を推進するため、体育館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の供用に関すること。
- (3) その他小松島市教育委員会(以下「委員会」という。)が適当と認めた場合における施設等の供用に関すること。

(利用時間及び休館日)

第3条 体育館の利用時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(使用料)

第4条 小松島市立体育館を利用する者からは、別表第1に定める使用料を徴収する。

2 立江体育館又は坂野体育館を利用する者からは、別表第2に定める使用料を徴収する。

3 前2項の使用料は、前納とし、既に納付した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由又は市長が特別の事由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第5条 市長は、公益上又は特別の事由があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

第6条～第13条 略

改正

追加

改正

別表(第4条関係)

				時間区分					
				午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午前9時～午後9時30分	超過時間1時ごと
全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料の徴収しない場合	電気を使用する場合	円	円	円	円	円	円
			1時間につき2,000円を加算する。						
	入場料の類を徴収する場合	27,720	38,810	43,200	55,440	98,640	9,470		
アマチュアスポーツに	営利又は営業のための宣伝を目的とみなされない場合		41,580	58,210	64,910	83,160	148,070	14,090	

別表第1(第4条第1項関係)

				時間区分					
				午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午前9時～午後9時30分	超過時間1時ごと
全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料の徴収しない場合	電気を使用する場合	円	円	円	円	円	円
			1時間につき2,000円を加算する。						
	入場料の類を徴収する場合	27,720	38,810	43,200	55,440	98,640	9,470		
アマチュアスポーツに	営利又は営業のための宣伝を目的とみなされない		41,580	58,210	64,910	83,160	148,070	14,090	

改正

改正

外の もの に使用 する場 合	営利又は営 業のための 宣伝を目的 とみなす場 合	103,9 50	145,5 30	162,1 60	207,9 00	370,0 60	35,340
	部分 使用 場合	床面の3分の1以下を使用する場合 全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の2分の1を超え3分の2以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
トレーニング室	電気 を使	アマチュアスポーツに使用する場合で 午前9時から正午まで750円、午後1時か					

外の もの に使用 する場 合	場合 営利又は営 業のための 宣伝を目的 とするとみ なされる場 合	103,9 50	145,5 30	162,1 60	207,9 00	370,0 60	35,340
	部分 使用 場合	床面の3分の1以下を使用する場合 全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の2分の1を超え3分の2以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
トレーニング室	電気 を使	アマチュアスポーツに使用する場合で 午前9時から正午まで750円、午後1時か					

改正

用しない場合	ら午後5時まで1,000円、午前9時から午後5時まで2,000円
電気を使用する場合	1時間につき500円を加算する。ただし、アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合は、1時間当たりの額に100分の600を乗じて得た額。営利、営業のための宣伝を目的とみなす場合は、100分の1,500を乗じて得た額
会議室	1時間600円

備考

- 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。
- 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。
- 4 器具及び設備の使用料については、教育委員会規則で定める。

用しない場合	ら午後5時まで1,000円、午前9時から午後5時まで2,000円
電気を使用する場合	1時間につき500円を加算する。ただし、アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合は、1時間当たりの額に100分の600を乗じて得た額。営利、営業のための宣伝を目的とみなす場合は、100分の1,500を乗じて得た額
会議室	1時間600円

備考

- 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。
- 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する者である場合は、半額とする。
- 4 器具及び設備の使用料については、教育委員会規則で定める。

改正

別表第2(第4条第2項関係)

追加

使用区分				時間区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	午前9時～午後9時	超過時間1時間まで
利用者が本市の住民及び団体の利用する場合	アマチュアスポーツ会場の利用	入場料の徴収	電気を使用する場合	無料						
				1時間まで160円、1時間を超える30分ごとに80円を加算する。						
		入場料の類を徴収する場合		9.240	12.320	13.860	24.640	38.500	3.080	
		アマチュアスポーツ会場の利用	営利又は営業のための宣伝を目的としない	13.860	18.480	20.790	36.960	57.750	4.620	
				0	0	0	0	0		

	外の場合								
	もの	営利又は営	34,68	46,24	52,02	92,48	144,5	11,56	
	に使用す	業のための	0	0	0	0	00	0	
	る場	宣伝を目的							
	合	とするとみ							
		なす場合							
利用	アマ	入場	円	円	円	円	円	円	円
者が	チュ	料の	1,080	1,440	1,620	2,880	4,500	360	
本市	アス	類を							
以外	ポー	徴収							
の住	ツに	しな	1時間につき960円を加算する。						
民及	使用	い場							
び団	する	合							
体で	場合								
ある		入場料の類	11.10	14.80	16.65	29.60	46.25	3.700	
場合		を徴収する	0	0	0	0	0		
		場合							
	アマ	営利又は営	16.62	22.16	24.93	44.32	69.25	5.540	
	チュ	業のための	0	0	0	0	0		
	アス	宣伝を目的							
	ポー	とするとみ							
	ツ以	なされない							
	外の場合								
	もの								
		営利又は営	41.64	55.52	62.46	111.0	173.5	13.88	

に使用する場合	業のための 宣伝を目的 とするとき なされる場 合	0	0	0	40	0	0
---------	---------------------------------------	---	---	---	----	---	---

備考

- 1 電気及び水道を多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する者である場合は、半額とする。

議案第30号 小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

平成27年度末をもって閉校する立江中学校及び坂野中学校の運動場を、市民の運動広場として利用に供するため、必要な改正を行うもの。

小松島市身近な運動広場条例(昭和56年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 644 1028 743"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勝浦川運動広場</td> <td>小松島市田浦町字中川原42番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第5条 広場の利用は、無料とする。</p>	名称	位置	勝浦川運動広場	小松島市田浦町字中川原42番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1050 644 1843 874"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勝浦川運動広場</td> <td>小松島市田浦町字中川原42番地</td> </tr> <tr> <td>立江運動広場</td> <td>小松島市立江町字鍋寺36番地</td> </tr> <tr> <td>坂野運動広場</td> <td>小松島市坂野町字根上り37番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第5条 広場の利用は、無料とする。<u>ただし、夜間照明を使用する場合は、次項に定める使用料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>使用料は、次のとおりとし、利用の承諾の際徴収する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1066 1082 1827 1283"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>1時間まで</th> <th>1時間を超える 30分ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂野運動広場</td> <td>1,700円</td> <td>850円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	勝浦川運動広場	小松島市田浦町字中川原42番地	立江運動広場	小松島市立江町字鍋寺36番地	坂野運動広場	小松島市坂野町字根上り37番地	区分	使用料		1時間まで	1時間を超える 30分ごと	坂野運動広場	1,700円	850円	<p>追加</p> <p>追加</p>
名称	位置																					
勝浦川運動広場	小松島市田浦町字中川原42番地																					
名称	位置																					
勝浦川運動広場	小松島市田浦町字中川原42番地																					
立江運動広場	小松島市立江町字鍋寺36番地																					
坂野運動広場	小松島市坂野町字根上り37番地																					
区分	使用料																					
	1時間まで	1時間を超える 30分ごと																				
坂野運動広場	1,700円	850円																				

議案第31号 小松島市夜間運動場条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

平成27年度末をもって閉校する立江中学校及び坂野中学校の体育館及び運動場については、社会体育施設として小松島市立体育館条例及び小松島市身近な運動広場条例の一部改正により同条例に規定されることから、夜間運動場条例から削除するもの。

小松島市夜間運動場条例(昭和49年小松島市条例第35号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考																										
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の体位の向上と健康の保持増進及び健全なレクリエーションのための夜間専用施設として夜間運動場を置く。</p> <p>2 夜間運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の体位の向上と健康の保持増進及び健全なレクリエーションのための夜間専用施設として夜間運動場を置く。</p> <p>2 夜間運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	削除																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小松島市南小松島夜間運動場</td> <td>小松島市小松島町字高須36番地</td> </tr> <tr> <td>小松島市和田島夜間運動場</td> <td>小松島市和田島町字山のはな8番地</td> </tr> <tr> <td>小松島市北小松島夜間運動場</td> <td>小松島市中田町字浜田33番地</td> </tr> <tr> <td>小松島市立江夜間運動場</td> <td>小松島市立江町字鍋寺36番地</td> </tr> <tr> <td>小松島市坂野夜間運動場</td> <td>小松島市坂野町字根上り37番地</td> </tr> <tr> <td>小松島市児安夜間運動場</td> <td>小松島市田浦町字近里27番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称		位置	小松島市南小松島夜間運動場	小松島市小松島町字高須36番地	小松島市和田島夜間運動場	小松島市和田島町字山のはな8番地	小松島市北小松島夜間運動場	小松島市中田町字浜田33番地	小松島市立江夜間運動場	小松島市立江町字鍋寺36番地	小松島市坂野夜間運動場	小松島市坂野町字根上り37番地	小松島市児安夜間運動場	小松島市田浦町字近里27番地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小松島市南小松島夜間運動場</td> <td>小松島市小松島町字高須36番地</td> </tr> <tr> <td>小松島市和田島夜間運動場</td> <td>小松島市和田島町字山のはな8番地</td> </tr> <tr> <td>小松島市北小松島夜間運動場</td> <td>小松島市中田町字浜田33番地</td> </tr> <tr> <td>小松島市児安夜間運動場</td> <td>小松島市田浦町字近里27番地</td> </tr> <tr> <td>小松島市立小学校及び中学校屋内運動場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	小松島市南小松島夜間運動場	小松島市小松島町字高須36番地	小松島市和田島夜間運動場	小松島市和田島町字山のはな8番地	小松島市北小松島夜間運動場	小松島市中田町字浜田33番地	小松島市児安夜間運動場	小松島市田浦町字近里27番地	小松島市立小学校及び中学校屋内運動場	
名称	位置																											
小松島市南小松島夜間運動場	小松島市小松島町字高須36番地																											
小松島市和田島夜間運動場	小松島市和田島町字山のはな8番地																											
小松島市北小松島夜間運動場	小松島市中田町字浜田33番地																											
小松島市立江夜間運動場	小松島市立江町字鍋寺36番地																											
小松島市坂野夜間運動場	小松島市坂野町字根上り37番地																											
小松島市児安夜間運動場	小松島市田浦町字近里27番地																											
名称	位置																											
小松島市南小松島夜間運動場	小松島市小松島町字高須36番地																											
小松島市和田島夜間運動場	小松島市和田島町字山のはな8番地																											
小松島市北小松島夜間運動場	小松島市中田町字浜田33番地																											
小松島市児安夜間運動場	小松島市田浦町字近里27番地																											
小松島市立小学校及び中学校屋内運動場																												

小松島市立小学校及び中学校屋内運動場	
小松島中学校武道場	小松島市日開野町字弥三次3番地の1

(使用料)

第6条 利用者からは、夜間照明使用料を徴収する。

2 使用料は別表のとおりとし、利用の承諾の際徴収する。

別表(第6条関係)

区分	使用料	
	1時間まで	1時間を超える30分ごと
小松島市南小松島夜間運動場	1,700円	850円
小松島市北小松島夜間運動場	1,700円	850円
小松島市坂野夜間運動場	1,700円	850円
小松島市児安夜間運動場	1,700円	850円
小松島市立小学校及び中学校屋内運動場	160円	80円
小松島中学校武道場	160円	80円

小松島中学校武道場	小松島市日開野町字弥三次3番地の1
-----------	-------------------

(使用料)

第6条 利用者からは、夜間照明使用料を徴収する。

2 使用料は別表のとおりとし、利用の承諾の際徴収する。

別表(第6条関係)

区分	使用料	
	1時間まで	1時間を超える30分ごと
小松島市南小松島夜間運動場	1,700円	850円
小松島市北小松島夜間運動場	1,700円	850円
小松島市児安夜間運動場	1,700円	850円
小松島市立小学校及び中学校屋内運動場	160円	80円
小松島中学校武道場	160円	80円

削除

議案第32号 小松島市老人いこいの家条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市老人いこいの家条例(昭和51年小松島市条例第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(利用許可の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、いこいの家の利用を許可しないものとする。</p> <p><u>(1) 感染症疾患又は精神に障害があると認められる者</u></p> <p>(2) 秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者</p> <p>(3) 施設又は設備を損傷するおそれがある者</p> <p>(4) その他設置の目的から適当でないと認める者</p>	<p>(利用許可の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、いこいの家の利用を許可しないものとする。</p> <p><u>(1) 感染性疾患と認められる者</u></p> <p>(2) 秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者</p> <p>(3) 施設又は設備を損傷するおそれがある者</p> <p>(4) その他設置の目的から適当でないと認める者</p>	<p>改正</p>

議案第33号 小松島市老人ルーム条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市老人ルーム条例(昭和46年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、老人ルームへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認める者</p> <p><u>(2) 感染症患者又は精神に障害がある者</u></p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者</p> <p>(4) 係員の指示する事項に従わない者</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、老人ルームへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認める者</p> <p><u>(2) 感染性疾患と認められる者</u></p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者</p> <p>(4) 係員の指示する事項に従わない者</p> <p><u>(5) その他施設の管理上支障があると認められる者</u></p>	<p>改正</p> <p>追加</p>

議案第34号 小松島市児童館条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市児童館条例(昭和58年小松島市条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、児童館の利用を承諾しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p><u>(2) 感染症の疾患又は精神に障害若しくは悪癖があると認められる者</u></p> <p>(3) その他市長が不相当と認める者</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、児童館の利用を承諾しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p><u>(2) 感染性疾患と認められる者</u></p> <p>(3) その他市長が不相当と認める者</p>	<p>改正</p>

議案第35号 小松島市コミュニティ供用施設条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市コミュニティ供用施設条例（昭和58年小松島市条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（事業）</p> <p>第2条 小松島市中央会館（以下「会館」という。）においては、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>図書、記録等資料</u>の提供に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>（供用）</p> <p>第3条 会館は、その設置の目的に照して広く市民の利用に供するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、利用の承諾を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) <u>感染症疾患又は精神に障害があると認められるとき。</u></p> <p>(3) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p> <p>2 会館を利用するときは、あらかじめ小松島市教育委員会（以下「委員会」という。）の承諾を受けなければならない。</p>	<p>（事業）</p> <p>第2条 小松島市中央会館（以下「会館」という。）においては、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>記録等資料</u>の提供に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>（供用）</p> <p>第3条 会館は、その設置の目的に照して広く市民の利用に供するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、利用の承諾を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) <u>感染性疾患と認められるとき。</u></p> <p>(3) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p> <p>2 会館を利用するときは、あらかじめ小松島市教育委員会（以下「委員会」という。）の承諾を受けなければならない。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

議案第36号 小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市勤労青少年ホーム条例(昭和57年小松島市条例第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号の一に該当する者には、利用の承諾を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p><u>(2) 感染症疾患又は精神障害と認められる者</u></p> <p>(3) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められる者</p> <p>(5) その他管理上支障があると認められる者</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号の一に該当する者には、利用の承諾を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p><u>(2) 感染性疾患と認められる者</u></p> <p>(3) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められる者</p> <p>(5) その他管理上支障があると認められる者</p>	<p>改正</p>

議案第 37 号 小松島市営プール条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市営プール条例(昭和 54 年小松島市条例第 11 号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(入場の制限)</p> <p>第 5 条 次の各号の一に該当する者は、プールに入場することができない。</p> <p><u>(1) 呼吸器若しくは心臓に疾患のある者又は脚気，下痢等の障害のある者</u></p> <p><u>(2) 伝染性感染症の疾患のある者</u></p> <p><u>(3) 精神に障害がある者</u></p> <p><u>(4) 酒気を帯びている者</u></p> <p><u>(5) 暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがある者</u></p> <p><u>(6) 保護者の付添いのない 6 歳未満の幼児</u></p> <p><u>(7) 動物を携行する者</u></p> <p><u>(8) 危険物を所持する者</u></p> <p>2 略</p>	<p>(入場の制限)</p> <p>第 5 条 次の各号の一に該当する者は、プールに入場することができない。</p> <p><u>(1) 騒音を発し，又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>(2) 感染性疾患と認められる者</u></p> <p><u>(3) 他人に危害を及ぼし，若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者</u></p> <p><u>(4) その他施設の管理上支障があると認められる者</u></p> <p>2 略</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>

議案第38号 小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市多目的研修集会施設設置条例(昭和56年小松島市条例第18号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、この施設の利用を承諾しないものとする。</p> <p>(1) <u>感染症の疾患又は精神に障害があると認められる者</u></p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者</p> <p>(3) 施設又は設備を損傷するおそれがある者</p> <p>(4) その他設置の目的から適当でないと認められる者</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、この施設の利用を承諾しないものとする。</p> <p>(1) <u>感染性疾患と認められる者</u></p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者</p> <p>(3) 施設又は設備を損傷するおそれがある者</p> <p>(4) その他設置の目的から適当でないと認められる者</p>	<p>改正</p>

議案第39号 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

風致地区内における建築等行為に対する規制に係る国の指針が改められたことに鑑み、市長の許可を受け、又は市長に協議をすることを要しない行為を追加する。また、独立行政法人労働安全衛生研究所と独立行政法人労働健康福祉機構が統合し、名称が独立行政法人労働者健康安全機構に改められたことに伴い、所要の改正を行うもの。

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>3 国、県又は市の機関(次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 独立行政法人労働者健康福祉機構</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18)～(34) (略)</u></p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>3 国、県又は市の機関(次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 独立行政法人労働者健康安全機構</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為</u></p> <p><u>(19)～(35) (略)</u></p>	<p></p> <p>改正</p> <p>追加</p> <p>改正</p>

議案第40号

小松島市田野地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市田野地区コミュニティ集会所

指定管理者 小松島市田野町字高田108番地

龍王会館運営協議会

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第 4 1 号

小松島市コミュニティ金磯会館の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市コミュニティ金磯会館

指定管理者 小松島市金磯町 7 番 1 号

金磯町協議会

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第 4 2 号

小松島市櫛渕地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市櫛渕地区コミュニティ集会所

指定管理者 小松島市櫛渕町字萱原 9 2 番地の 1
櫛渕町山口・萱原地区協議会

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第 4 3 号

小松島市田浦地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市田浦地区コミュニティ集会所

指定管理者 小松島市田浦町字中村 1 6 番地の 5
田浦町協議会

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第 4 4 号

コミュニティ交流センターみさきの指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 コミュニティ交流センターみさき

指定管理者 小松島市和田島町字遠見 7 3 番地の 1 1

コミュニティ交流センターみさき運営協議会

指定の期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第45号

芝田多目的研修センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 芝田多目的研修センター

指定管理者 小松島市芝生町字西居屋敷107番地の3
芝生町協議会

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第46号

小松島市元根井漁村センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市元根井漁村センター
指定管理者 小松島市南小松島町1番15号
小松島漁業協同組合
指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第47号 財産の取得の変更について

購入物品	はしご付消防自動車
購入予定価格	98,118,000円
内 訳	はしご付消防自動車1台 90,850,000円 消費税 7,268,000円
購入の相手方	徳島市津田浜之町5番5号 株式会社 藤島 代表取締役 藤島 晴三
既決納入期限	平成28年3月31日
変更納入期限	平成28年5月31日

議案第48号 訴えの提起について

訴 状

収入印紙
116,000 円

平成28年 月 日

徳島地方裁判所 御中

原告指定代理人 坂東 大介

同 壽満 靖司

同 南 賢治

同 増井 稔人

同 檜福 啓太

同 宮本 邦茂

同 佐藤 文幸

同 中村 健人

同 岩永 恵実子

同 西村 晃一

(送達場所)

〒773 - 8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885(32)2123

FAX 0885(33)3253

〒

奈良県生駒郡三郷町

被告 A

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金31,238,691円

貼用印紙額 金116,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金31,238,691円及びうち5,580,000円に対する平成17年9月29日から、うち141,000円に対する平成18年3月23日から、うち580,000円に対する平成18年3月31日から、うち3,725,400円に対する平成18年4月14日から、うち19,877,360円に対する平成18年6月28日から、うち1,334,931円に対する平成18年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、被告が原告競輪局次長（担当業務に経理関係業務を含む職員。以下同じ）として在職中、遅くとも平成18年6月28日までに、競輪開催に係る精算金19,877,360円を亡失させたとして、また、平成16年9月21日、平成17年9月29日及び平成18年3月31日の3回にわたり、それぞれ3,000,000円、5,580,000円及び580,000円の原告公金を横領したとして、平成18年12月14日に原告が被告から弁済を受けた2,000,000円を平成16年9月21日横領分に係る損害金の元本及び遅延損害金から控除した上、平成19年9月28日、被告に対し、地方自治法第243条の2第3項に基づき、支払期限を同年10月29日と定めて損害賠償を命じ、当該命令は同月29日に被告に到達した（甲1、甲2）。
- 2 原告は、被告が原告競輪局次長として在職中の平成18年3月23日、原告競輪局長名義の口座から141,000円を引き出して横領したとして、その後、同年4月1日付けで原告市民環境部環境衛生センターへ異動後、後任者事務引継のため引き続き競輪事業における経理関係の業務を担当していた平成18年4月14日、原告競輪局長の口座から3,725,400円を引き出して横領したとして、平成20年3月31日、被告に対し、地方自治法第243条の2第3項に基づき、支払期限を同年4月30日と定めて損害賠償を命じ、当該命令は同年4月1日に被告に到達した（甲3、甲4）。
- 3 原告は、被告が上記第1項及び第2項に記載の支払期限を経過しても同各項記載の賠償金（以下、併せて「本件賠償金」という。）の支払いをしなかったため、平成23年2月1日、被告に対し、地方自治法第231条の3第1項に基づき、支払期限を同年3月4日と指定して、本件賠償金を支払うよう督促し、当該督促は同年2月3日に被告に到達した（甲5、甲6、甲7）。
- 4 原告は、上記第3項記載の支払期限を経過しても本件賠償金の支払いをしなかったため、平成28年1月25日、被告に対し、地方自治法第236条第3項に基づき準用される民法第153条に基づき、支払期限を同年2月29日と定めて本件賠償金を支払うよう催告し、当該催告は同年1月26日に被告に到達した（甲

8、甲9)。

5 被告は、上記第4項記載の支払期限を経過しても本件賠償金の支払いをしなかった。

6 よって、原告は、被告に対し、地方自治法第243条の2第1項に基づく損害賠償請求権に基づき、金31,238,691円及びうち5,580,000円に対する平成17年9月29日から、うち141,000円に対する平成18年3月23日から、うち580,000円に対する平成18年3月31日から、うち3,725,400円に対する平成18年4月14日から、うち19,877,360円に対する平成18年6月28日から、うち1,334,931円に対する平成18年12月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

第3 関連事実

被告は、平成23年7月11日、婚姻を原因として、姓がBからAへ変更になったものである(甲10)。

証 拠 方 法

1 甲第1号証	内容証明郵便(損害賠償請求書)
2 甲第2号証	郵便物配達証明書
3 甲第3号証	内容証明郵便(損害賠償請求書)
4 甲第4号証	郵便物等配達証明書
5 甲第5号証	督促状決裁文書
6 甲第6号証	書留・特定記録郵便物等差出票
7 甲第7号証	郵便物検索結果詳細
8 甲第8号証	内容証明郵便(催告書)
9 甲第9号証	郵便物等配達証明書
10 甲第10号証	戸籍抄本(A)

付 属 書 類

- | | |
|------------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲号証 (写し) | 各 1 通 |
| 3 証拠説明書副本 | 1 通 |
| 4 代理人指定書 | 1 通 |

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	9,720円
当事者	環境衛生センター職員
相手方	小松島市間新田町在住の男性
事故発生年月日	平成27年11月19日
事故発生場所	小松島市間新田町字ヤケ木127-21
事故の概要	上記場所において塵芥収集車を転回中に、浄化槽の蓋を破損した。

平成27年12月4日専決

小松島市長 濱田保徳

報告第2号

平成27年度（平成26年度対象）教育委員会の点検・評価報告
について

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年3月4日報告

小松島市長 濱 田 保 徳